

「令和 2 年 7 月豪雨における権限代行の取り組み」について

九州地方整備局 道路部 路政課

1. はじめに

令和 2 年 7 月豪雨では、九州南部に停滞した梅雨前線により 7 月 3 日夜から 4 日の朝にかけて熊本県南地域が記録的豪雨に見舞われました。

球磨川流域では、6000 戸を超える家屋が浸水する事態となりました。

道路の被災としては、熊本県内において、直轄国道 4 カ所、補助国道 25 カ所、地方道 113 カ所の通行止めが発生し、道路橋 10 橋、鉄道橋 3 橋（7/5 時点での確認）が流失してしまうといった未曾有の災害となりました。

本稿では、ライフラインを寸断されたことにより、孤立集落が多数発生した状況の中、一刻も早い啓開が必要でもあることから、地方公共団体からの要請及び協議によって、国による権限代行の手続きと災害復旧の取り組みについて紹介します。

2. 令和 2 年 7 月豪雨の気象状況

■大雨特別警報：7 月 4 日 04 時 50 分 発表

（熊 本 県）天草芦北地方・球磨地方・宇城八代

（鹿児島県）長島町・出水市・阿久根市・伊佐市

■記録的短時間大雨情報：熊本県では計 6 回発表

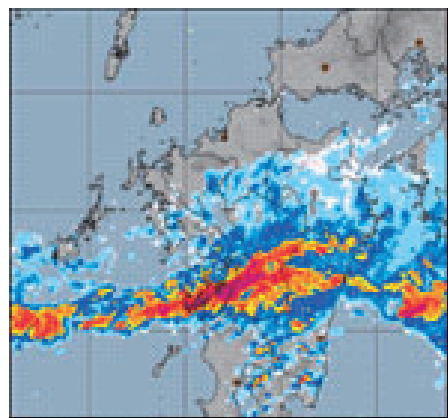
7/4

1 回目 03:20	<u>芦北町付近</u>	約 110mm/h
2 回目 03:30	<u>八代市付近</u>	約 120mm/h
3 回目 03:30	<u>芦北町付近</u>	120mm/h 以上
4 回目 06:00	<u>芦北町付近</u>	約 110mm/h
5 回目 06:30	<u>芦北町付近</u>	120mm/h 以上
6 回目 08:30	<u>人吉市付近</u> ・ <u>球磨村付近</u>	約 110mm/h

梅雨前線が九州付近に停滞し、7 月 4 日熊本県南部を中心に**局地的に猛烈な雨**が記録されました。

熊本県湯前町湯前横谷観測所（気象庁）では、**1,336 mm**の期間累計雨量を記録（7/18 日 10 時 00 分現在）

7 月 3 日 21 時から 4 日 09 時までの 12 時間雨量が田浦（芦北町）



（7/4 雨雲レーダー）



（7/4 浸水状況：人吉市街部）

386.5mm/12h、人吉（人吉）340.5mm/12h、一勝地（球磨村）396.5mm/12h になるなど、降水量がこれまでの記録を大きく更新した観測点が多数発生しました。



(7/4 西瀬橋流失：人吉市)



(7/4 流失した鉄道橋と相良橋：球磨村渡)

3. TEC-FORCE の活動状況

○九州 TEC 道路班は、国道 219 号の被災状況を広域 TEC を含めて 1 日最大 14 班 54 名で調査実施（広域 TEC：北海道開発局・沖縄総合事務局及び 6 整備局の計 64 班が現地で被災状況を調査）

TEC-FORCE は、7/4～8/4 の約 1 箇月間では、**のべ 6,932 名 1 日最大 266 名**が活動しました。



(八代市坂本町被災状況調査)



(八代市坂本町被災状況調査)



(八代市坂本町深水橋被災状況調査)



(人吉市人吉大橋被災状況調査)



(球磨郡球磨村被災状況調査)



(人吉市西瀬橋被災状況調査)



(八代市坂本町鎌瀬橋被災状況調査)



(広域 TEC 被災状況調査)

○令和 2 年 5 月に道路種別を問わず、国が地方管理道路を代行できるよう道路法を改正

4. 国による地方管理道路の道路啓開及び災害復旧代行制度（概要）

災害時において、迅速な道路啓開及び災害復旧工事を行い、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る事が急務となっており、近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、令和 2 年 5 月の道路法改正により、補助国道・都道府県道や市町村道の災害復旧等についても道路法に基づき、国土交通大臣が権限代行できるようになりました。

	道路啓開	災害復旧	
補助国道	○第17条第7項 [手続]・被災地方公共団体からの要請 [要件]・都道府県・市町村における実施体制 ・高度の技術力又は高度の機械力を使用 ・国の事務の遂行に支障のない範囲内に限る ○第48条の19第1項（重要物流道路等） [手続]・被災地方公共団体からの要請 [要件]・都道府県・市町村における実施体制	○第13条第3項 [手続]・国から都道府県へあらかじめ通知 [要件]・高度の技術力、高度の機械力を使用 または都道府県の区域境界に係る 【適用した路線】 熊本県：一般国道219号	7/4 災害発生 ↓ 7/13 総理現地視察 (知事より権限代行要請) ↓ 7/15 国交大臣現地視察 (知事より要望書提出) ↓ 7/17 組織改正上申 (補助国道・地方道の災害復旧工事を 八代河川国道事務所に追加) ↓ 7/20 要請書 (熊本県・八代市・人吉市・芦北町・ 球磨村より法17条7項に基づく要請 書受理) ↓ 7/22 権限代行告示 (要請書の回答 権限代行の協議・回答 権限代行の告示・組織改正)
地方道	○第17条第7項 [手続]・被災地方公共団体からの要請 [要件]・都道府県・市町村における実施体制 ・高度の技術力又は高度の機械力を使用 ・国の事務の遂行に支障のない範囲内に限る ○第48条の19第1項（重要物流道路等） [手続]・被災地方公共団体からの要請 [要件]・都道府県・市町村における実施体制	○第17条第7項 [手続]・被災地方公共団体からの要請 [要件]・都道府県・市町村における実施体制 ・高度の技術力又は高度の機械力を使用 ・国の事務の遂行に支障のない範囲内に限る 【適用した路線：計14路線】 熊本県：人吉水俣線 外6路線 八代市：鎌瀬・瀬戸石線 外1路線 人吉市：中神大柿線 芦北町：川嶽線 球磨村：大瀬吉松線 外2路線	

災害発生から 18 日後の 7 月 22 日に権限代行のため

- ・ 県道及び市町村道の権限代行協議の内容
- ・ 国道 219 号、県道及び市町村道の権限代行工事開始の告示を行いました。

令和2年7月豪雨における直轄権限代行 一覧

【補助国道】 1 路線 約50km

自治体名	路線名	区間
熊本県	一般国道219号(鎌瀬橋含む)	八代市渡町字塘外 ~ 人吉市相良町字一丁田

【県道】 7路線 約40km

熊本県	主要地方道15号 人吉水俣線(西瀬橋含む)	八代市相良町字一丁田 ~ 八代市矢黒町字西ノ園
		球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡 ~ 球磨郡球磨村大字一勝地甲字年ノ神
	主要地方道17号 坂本人吉線(坂本橋含む)	八代市坂本町荒瀬字舟迫 ~ 八代市坂本町坂本字新開
	一般県道158号 中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 ~ 八代市古麓町字上り山
	一般県道259号 小鶴原女木線(深水橋)	八代市坂本町西部は字笹尾 ~ 八代市坂本町西部ろ字上原木
	一般県道272号 球磨田浦線(神瀬橋含む)	球磨郡球磨村大字神瀬甲字橋口 ~ 葦北郡芦北町大字簀瀬字和田
	一般県道304号 一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地甲字年ノ神 ~ 葦北郡芦北町大字白石字和奈木
	一般県道325号 遠原渡線(相良橋含む)	球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡 ~ 球磨郡球磨村大字渡乙字外園

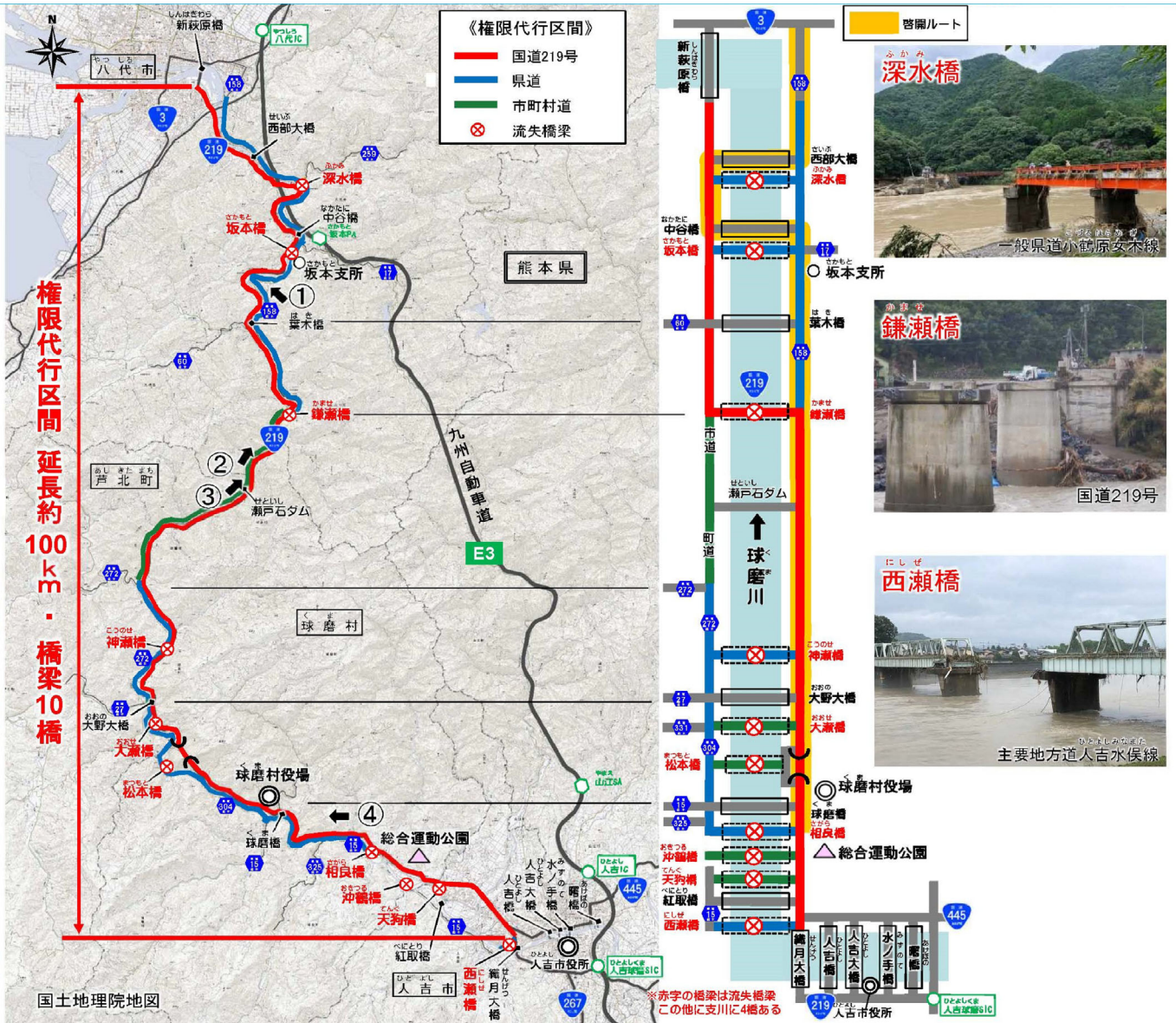
【市町村道】 7路線 約10km

八代市	市道 鎌瀬・瀬戸石線	八代市坂本町川嶽字鶯越 ~ 八代市坂本町川嶽字榎原
	市道 瀬戸石・高田辺線	八代市坂本町川嶽字榎原 ~ 八代市坂本町川嶽字明神谷
人吉市	市道 中神大柿線(天狗橋)	人吉市中神町字大柿字池ノ口 ~ 人吉市中神町字馬場字別府
芦北町	町道 川嶽線	葦北郡芦北町大字海路字桃木平 ~ 葦北郡芦北町大字簀瀬字和田
球磨村	村道 大瀬吉松線(大瀬橋)	球磨郡球磨村大字大瀬字宮の上 ~ 葦北郡芦北町大字吉字大小平
	村道 松本大坂間線(松本橋)	球磨郡球磨村大字大瀬字大久保 ~ 球磨郡球磨村大字一勝地丁字下村
	村道 沖鶴線(沖鶴橋)	球磨郡球磨村大字渡乙字沖鶴 ~ 球磨郡球磨村大字三ヶ浦甲字助川

5. 国の権限代行による災害復旧〔国道 219 号及び並行する県道等〕

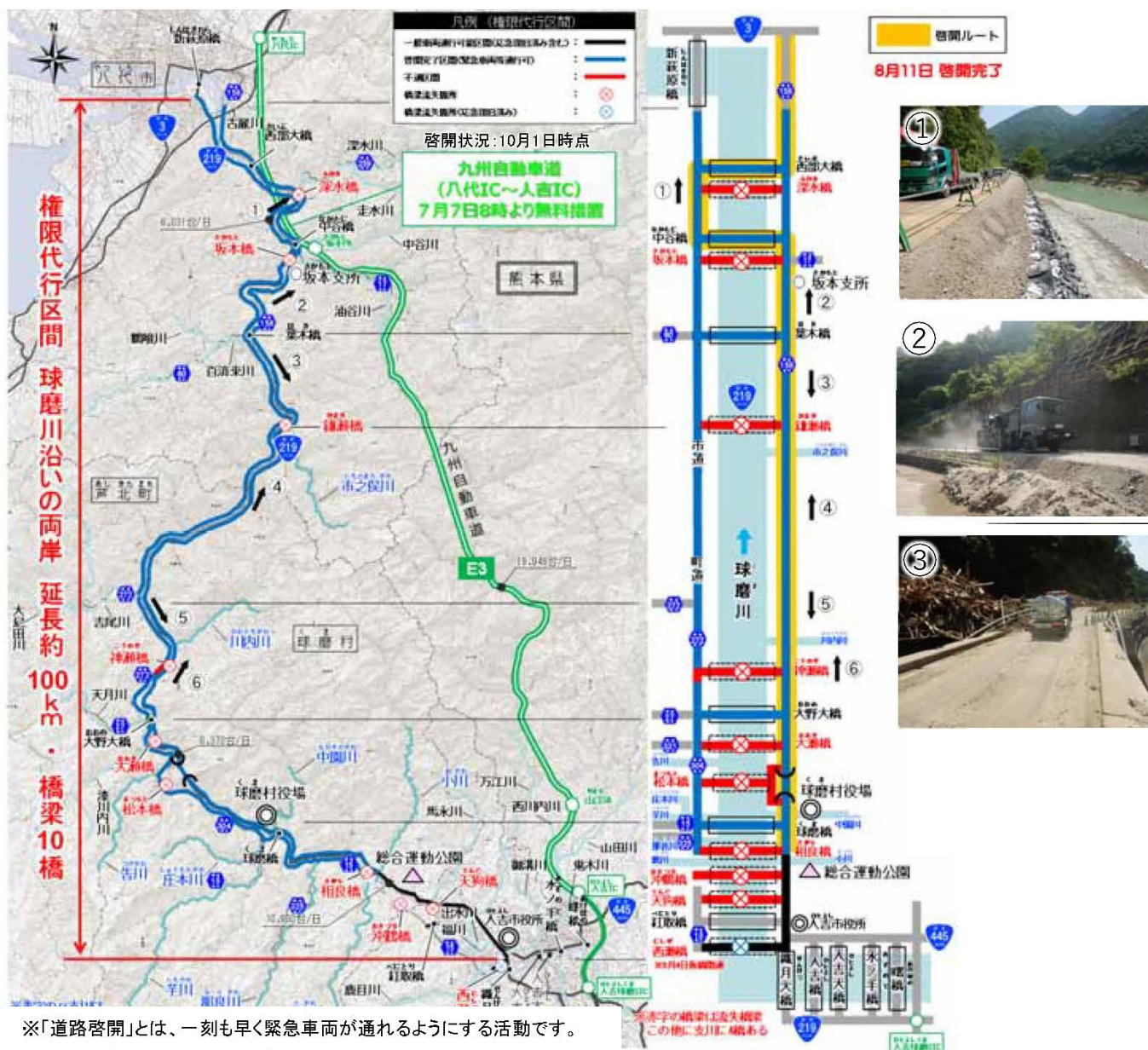
- 県道、市町村道の災害復旧代行にあたって、拡充された道路法の規定を初めて適用**
- 組織改正**：補助国道・地方道の災害復旧工事を八代河川国道事務所に追加
- 球磨川に架かる 10 橋、両眼道路約 100km の早期復旧に向け、7 月 22 日に着手しました。

国道 219 号等災害復旧（権限代行）位置図



6. 災害復旧活動を支援する啓開ルートの整備

○災害復旧活動に必要な緊急車両の通行確保を目的として八代市から人吉市を結ぶ球磨川沿いの啓開ルートの整備を8月11日に完成させ、緊急車両が通行可能になりました。



7. 応急組立橋を活用し早期の通行確保（主要地方道 人吉水俣線 西瀬橋）

○通学路にも指定されていた西瀬橋の上部工4径間のうち1径間（43m）が今回の災害により流出しましたが、応急組立橋を活用した仮橋を架設し、9月4日に通行可能となりました。

<被災状況概要>

○上部工：P2～P3間 約43m流失

○下部工：A2側護岸流失

<応急復旧>

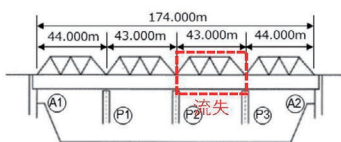
応急組立橋による仮橋架設

■西瀬橋諸元

橋長：174.0m

橋梁形式：4径間鋼単純トラス橋

建設年次：1967年（昭和42年）



被災状況（令和2年7月5日）



仮橋設置の状況（令和2年8月21日時点）



開通状況（令和2年9月4日）



8. 災害復旧のため【八代復興出張所】を設置（令和2年9月1日）

○令和2年7月豪雨により、甚大な被害を受けた河川、道路の災害復旧工事等を迅速かつ一体的に進めるため、八代河川国道事務所に「八代復興出張所」を設置しました。

当出張所は、災害復旧工事等を専属で担当する組織として、関係機関との調整や連携を図りながら迅速かつ円滑な工事の実施等を可能とし、被災地の復旧・復興の加速化を行っていきます。



左：九州地方整備局長と
八代河川国道事務所長による
開所式

右：出張所職員
このほかに、各事務所からの
支援職員と共に業務を
行っております。

9. 最後に

○毎年のように発生する、数十年に1度と言われる豪雨など、気候変動の影響等により、激甚な災害に対し、九州地方整備局において、地域と共に全力で取り組んでおります。

今回の災害対応におきましても、本復旧工事など早期の復旧復興を願う地域の皆さまからの期待に応えるためにも、使命感をもって整備局職員一丸となって、災害復旧・復興に邁進してまいります。

※九州地方整備局において、西瀬橋の被災から啓開までの動画を youtube で公開しております。

機会がございましたら、ご覧下さい。

参考 URL : <https://youtu.be/aaOGYv1ZYWU>